

一般物品レンタル契約書

この一般物品レンタル契約（以下「**本契約**」といいます）は、「当事者」欄に記載された貸主と借主との間で締結されます。両当事者は、以下の条件に合意します。

1. レンタル物品とその状態

貸主は、次の物品を借主に貸し出します：_____（以下「**本物品**」といいます）。本契約に記載された説明、製造番号、付属品、再調達価額、状態に関する注記、写真、および添付されたカタログ品目は、本物品とその付属品等を特定し、貸し出される内容を記録するものです。

貸主は、通常の使用に影響する既知の不具合を開示し、本物品を安全に使用するため合理的に必要な説明を提供します。両当事者は引渡し時に本物品を確認し、既存の損傷や不足している付属品を記録することが望まれます。

2. レンタル期間と引渡し

合意したレンタル期間は _____ です。

「詳細」欄に記載された受渡し・返却の日時および場所が適用されます。日時または場所が指定されていない場合、両当事者は本物品の引渡し前に取り決める必要があります。貸主は引渡し時に本物品を提供し、借主は両当事者が延長に合意した場合を除き、合意したレンタル期間の終了までに返却します。

3. レンタル料金と支払

レンタル料金は _____ です。「詳細」欄に料金の算定単位（例：1日当たり、1週間当たり）が指定されている場合はその単位に従って計算し、指定がない場合は合意したレンタル期間全体の料金とします。「詳細」欄に記載された支払方法が適用されます。別段の合意がない限り、料金は引渡し時に支払うものとします。

本書に明確に合意された場合を除き、追加のレンタル料金や手数料は発生しません。ただし、紛失、損傷その他の契約違反について法律上支払義務のある賠償金はこの限りではありません。

4. 保証金と返却の遅延

「詳細」欄に保証金が指定されている場合、別段の合意がない限り、借主は引渡し時にその金額を支払います。保証金は本契約に基づいて適法に支払うべき金額を担保するものであり、自動的に徴収される料金ではありません。本物品の返却後、貸主は適用法令で定められた期間内に残額を返還し、控除の理由を説明します。控除は実際に支払義務のある金額に限られ、通常の摩耗・損耗を含めることはできません。

期限までに返却できない場合、借主は合理的に可能な限り速やかに貸主へ連絡します。「詳細」欄に指定された返却遅延料金は、適用法令で認められる範囲でのみ請求できます。貸主は、重複する料金や損害賠償請求によって同じ損害について二重に回収することはできません。

5. 使用と管理

借主は、本物品を合理的な注意をもって本来の用途に使用し、貸主または製造者から提供された安全上の指示に従います。貸主の同意なく、本物品を売却、担保設定、転貸したり、第三者に占有を移したり、重要な改造を行ったりしてはなりません。

借主は、紛失、盗難、損傷、欠陥、不具合を速やかに貸主へ報告し、継続使用が危険である場合や損傷が拡大するおそれがある場合は使用を中止します。さらなる損害を防ぐために緊急対応が合理的に必要な場合を除き、いずれの当事者も相手方に事前に相談せず重要な修理を行わないものとします。

6. 紛失、損傷および欠陥

借主は、合理的な注意を怠ったこと、不適切な使用、または借主が法的責任を負うその他の行為に起因する範囲で、紛失または損傷について責任を負います。この条項により、通常の摩耗・損耗や引渡し時点で存在した欠陥について借主が責任を負うことはありません。

賠償額は、適用法令で認められる範囲で、証拠に基づく合理的な修理費用または実際の損害を反映する必要があります。「詳細」欄の再調達価額は本物品の価値の見積りであり、それだけで支払うべき賠償額が確定するものではありません。

借主に起因しない欠陥によって本物品を通常どおり使用できなくなった場合、両当事者は、修理、交換、適切な料金調整、レンタルの終了など、合理的な解決策を協議します。これにより適用法令に基づくいずれの当事者の権利も制限されません。

7. 返却と確認

レンタル期間終了時に、借主は通常の摩耗・損耗を除き、受け取ったときと実質的に同じ状態で本物品と提供された付属品を返却します。両当事者は返却時に状態を確認し、不足部品や新たな損傷を記録することが望まれます。状態を示す写真は、本契約の写真添付資料の一部となります。

貸主は、返却後の合理的な期間内に、請求対象となる損傷や不足部品について、説明と利用可能な証拠を添えて借主に通知します。

8. レンタルの終了または変更

両当事者は相互の合意によってレンタル内容を変更または延長できます。一方の当事者に重大な契約違反があり、適用法令で必要な通知または是正の機会が与えられた場合、相手方はレンタルを途中終了できます。その場合、本物品は合理的な期間内に返却する必要があります。

途中終了に伴う返金または追加の支払額は、具体的な事情、実際の使用期間および適用法令に従って決定します。この条項への合意により、いずれの当事者も法令上放棄できない救済措置を失うものではありません。

9. 追加条件と準拠法

「詳細」欄に記入された特約は本契約の一部を構成します。特約と本書に矛盾がある場合、両当事者は署名前に解消することが望まれます。「詳細」欄に指定された準拠法は、その選択が法的に認められる範囲でのみ適用され、消費者保護を含む強行法規上の保護は影響を受けません。

本契約は、法律上排除または制限できない責任や権利を排除するものではありません。いずれかの条項が執行できない場合でも、残りの条項は法律で認められる範囲で引き続き適用されます。

10. 契約の完全性

本書、記入済みの「詳細」欄、「当事者」欄、および該当する物品・写真の添付資料を合わせて本契約とします。署名後の変更は、適用法令で認められる方法により記録し、両当事者が合意することが望まれます。

詳細

説明

シリアル番号

再調達価格

付属品

受け取り時刻

返却時刻

受け取り場所

返却場所

料金の単位

保証金

返却遅延料金

支払い方法

状態に関するメモ

状態の写真

特約事項 _____

準拠法 _____

当事者

貸主

氏名 _____

会社名 _____

法人番号 _____

インボイス登録番号 _____

住所 _____

メールアドレス _____

電話番号 _____

_____ 署名

_____ 日付

借主

氏名 _____

メールアドレス _____

電話番号 _____

住所 _____

生年月日 _____

本人確認書類の種類 _____

本人確認書類の番号 _____

会社名 _____

_____ 署名

_____ 日付

立会人

氏名 _____

メールアドレス _____

住所 _____

_____ 署名

_____ 日付